

国民健康保険税の支払いでお困りの方へ

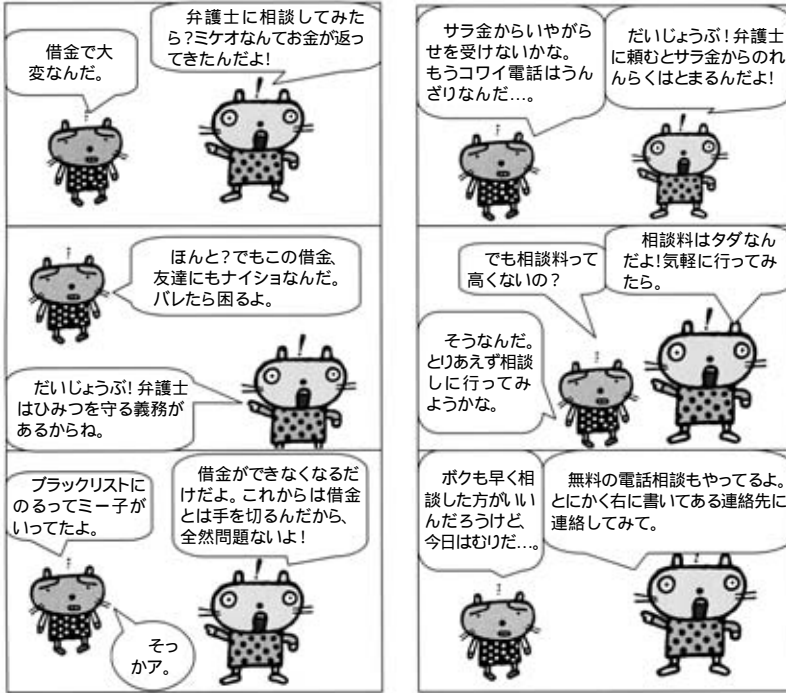
無料法律相談を開催

サラ金・クレジット会社からの借入が原因ではありませんか？



愛知県弁護士会新キャラクター
間之助(きくのすけ)

弁護士が無料で相談のります。借金の問題は解決できます。ひとりで抱え込まないでください。



漫画は愛知県弁護士会 多重債務対策本部 監修

相談は無料です。
愛知県弁護士会のサラ金・クレジット相談担当の弁護士が応じます。
借金について弁護士に相談して解決している人はたくさんいます。
阿久比町でもこの相談会で、過払金が返ってきた方がいます。

問い合わせ先 保険課国係
☎(48)111(内214・216)
相談日 2月22日(月)～26日(金)
相談時間 午後1時～午後5時(受け付けは午後4時30分まで)
当日は、保険課窓口で受け付けをしてください。
相談会場へ案内します。
電話相談を希望の方は上記の相談日時に、問い合わせ先へ電話をしてください。
担当弁護士に電話をつなぎます。
(弁護士との相談は予約優先です。)

介護保険費用の医療費控除

介護保険のサービスを利用した場合、医療費控除の対象となるのは次のとおりです。

- ・ 施設サービス
- ・ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)での介護サービス費および食費と居住費の自己負担額の二分の一

- ・ 介護老人保健施設・介護療養型医療施設での介護サービス費および食費と居住費の自己負担額
- ・ 日常生活費や特別な食費・特別な居住費については対象となりません。

居宅サービス
居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、次のサービスのいずれかを利用した場合、自己負担額が医療費控除の対象になります。(介護予防サービスも同様に扱いです。)

訪問看護 訪問リハビリテーション ショーン 通所リハビリテーション 居宅療養管理指導 短期入所療養介護 さらに、のいずれかのサービスを利用していただく方が、次のサービスのいずれかを利用している場合、その自己負担額も医療費控除の対象になります。

訪問介護(生活援助中心型)は除

く) 訪問入浴介護 通所介護(デイサービス) 短期入所生活介護(ショートステイ) 認知症対応型通所介護

医療費控除を受けるときには、平成二十一年中に支払った金額の確認のできる領収書などが必要です。

高額介護サービス費などとして払い戻しを受けた金額などは、医療費の合計額から差し引いて申告することになります。

おむつ代の医療費控除

おむつ代六カ月以上寝たきり状態で、医師によりおむつの使用が必要と認められた方のおむつの購入費は医療費控除の対象となります。確定申告には医師が発行する「おむつ使用証明書」と領収書が必要です。

介護保険の要介護認定を受け、次の条件のいずれにも該当する方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わる証明書を発行しますので、保険課へ申請してください。

条件
おむつ代の医療費控除を受けるのが二年目以降である方 要介護認定のために提出された主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がB1、B2、C1、C2のいずれかであり、「尿失禁の発生可能性」の記載が「あり」の方
問い合わせ先 保険課介護保険係 ☎(48)1111(内228・290)